

婚外子差別にNo! 電話相談・2017



042-527-7870

4月6日 5月4日
6月1日 7月6日
8月31日 9月28日
10月5日 11月2日
12月28日

いずれも木曜日 午後2時～8時

〈電話相談は無料です〉

※電話通話料のみご負担ください。

2013年12月に民法の婚外子相続差別規定が廃止されましたが、出生届や戸籍の続柄差別記載などの婚外子差別法制度は維持されています。

このため昨年3月に国連女性差別撤廃委員会は、「婚外子の地位に関するすべての差別的な規定を廃止し、法が社会的な汚名と差別から婚外子とその母親を確実に保護するよう」日本に勧告しました。

2014年より、婚外子差別の撤廃を求め、地方議会に陳情や請願を行ってきましたが、議会での採択を受け意見書が国に提出されています。子どもは皆平等です。子どもの人権尊重を当然とする社会と婚外子差別の撤廃の実現に向け、これからも頑張ります。

「婚外子差別にNo! 電話相談」に取り組んで丸5年になります。わからないことや日々の思いなど、ぜひお気軽にお電話ください!!

お待ちしております。

事実婚をするには、どうしたらいいの?

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままで大丈夫!
→窓口で変更をと言われても、変更しないで大丈夫です。

戸籍の続き柄を変更したのに、前の記載が残っていて、いや!
→前の記載を消せます。

2004年11月の出生届から、戸籍の続き柄は全員、長女・長男になりました。それ以前に記載されている婚外子の戸籍の続き柄は、女・男から長女・長男に直せます。

婚外子ということで受けた不快な思いや、いやな思いなどお話を聞かせてください!

出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。
→チェックしないで受理される方法があります。



主催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

取次先 FAX & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求め28年間運動してきた市民グループです。